

佐賀県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月二日から平成二十四年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 肥前呼子線	東松浦郡玄海町大字小加倉字 牟田一番一地从先から 東松浦郡玄海町大字小加倉字 牟田十番一地从先まで	変更前の別
		幅員
	前	後
		メートル
		延長
		メートル